

第7回歴史的建造物の保存等検討会議事次第

日 時：平成26年5月23日（金）

15:30～17:00

場 所：経済産業省別館108共用会議室

1. 開 会

2. 挨拶

○ 3. 黙 禱

4. 議 事

(1) 歴史的建造物等の保存に関する当面の取組について

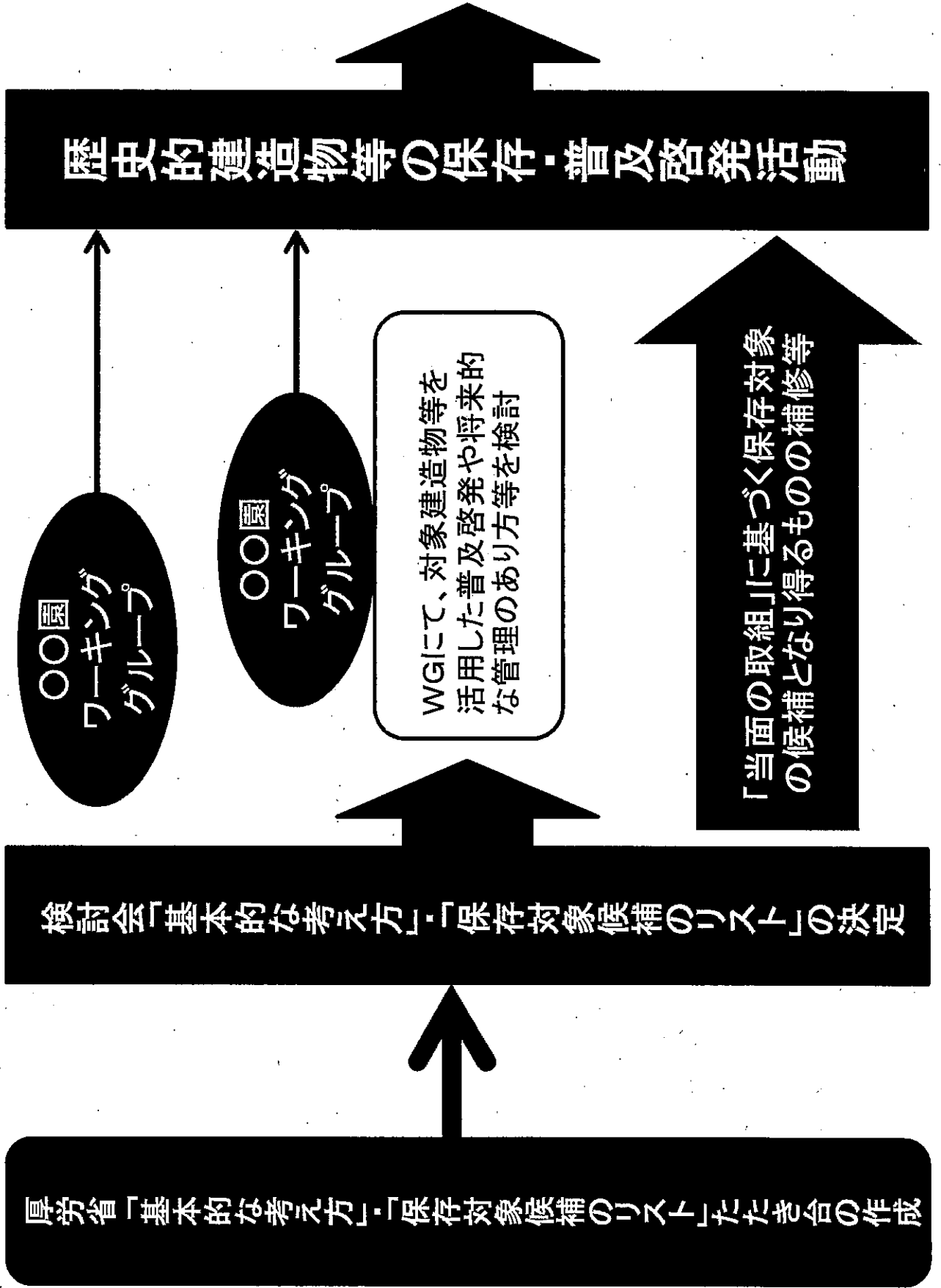
(2) その他

5. 閉 会

○ 【配付資料】

- 資料1 歴史的建造物等の保存にかかる今後の流れ（案）
- 資料2 歴史的建造物等の保存に関する当面の取組（案）
- 資料3 重監房資料館について（スライド）
- 資料4 重監房資料館リーフレット
- 資料5 「歴史的建造物の保存等検討会」開催要項

歴史的建造物等の保存にかかる今後の流れ(案)



歴史的建築物等の保存に関する当面の取組（案）

目的

歴史的建築物保存事業は、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）第18条及びハンセン病問題対策協議会における確認事項を踏まえ、国立ハンセン病療養所に存在するハンセン病隔離政策の歴史・実態を後世に伝える建築物・史跡・資料を保存することによって、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する普及啓発を実施し、ハンセン病患者の名誉回復を図ることを目的とする。

保存対象の選定

○国のハンセン病隔離政策を伝える建築物・史跡・資料を保存の対象とし、次の観点を考慮し選定することとする。

▽隔離政策の歴史を象徴する建築物・史跡・資料（文書資料、現物資料）

- a. 隔離政策の状況を伝えるもの
- b. らい予防法の施行状況や療養所の運営等に関するもの
- c. 隔離されたことによる生活の実態を伝えるもの
- d. 隔離政策によって生まれた生活状況（教育、信仰等）を伝えるもの
- e. 当該療養所以外には同種の施設が残存しないもの

※留意事項

- ・補修等が必要な場合は、その実現可能性も判断材料とする。
- ・再現は行わない。
- ・ハンセン病対策の歴史を伝える要素がない場合は対象としない。
- ・現在の医療機関機能（療養所としての維持管理機能を含む）や地域開放により貸し付けている土地・施設は対象としない。

▽建築史的価値を有する建築物

- a. 古さ（竣工年が比較的長く、当初の状態をよくとどめていること）
- b. デザインや技術の優秀さ（デザインや構造・材料などに関して建築時の特徴がみられるとともに、評価できる工夫がみられること）
- c. 地域性（その地域の特性がデザインや技術等に反映されており、その地域において貴重な建築遺産と考えられること）

保存のあり方、啓発普及等

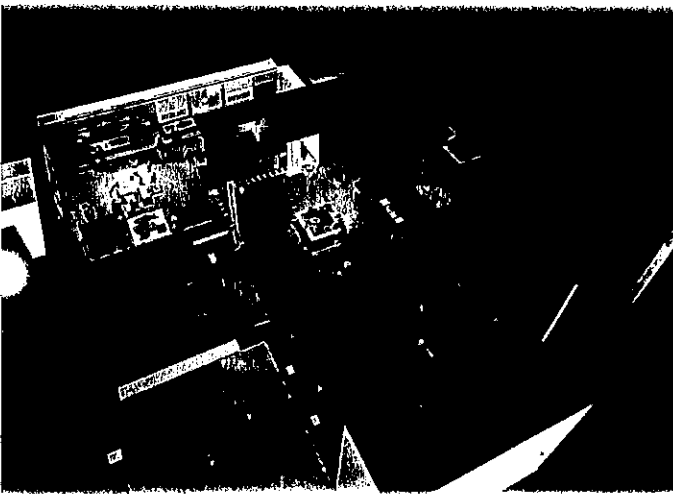
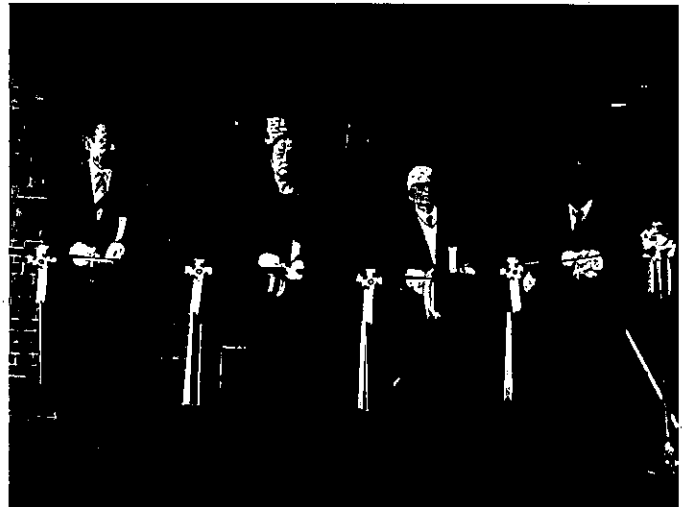
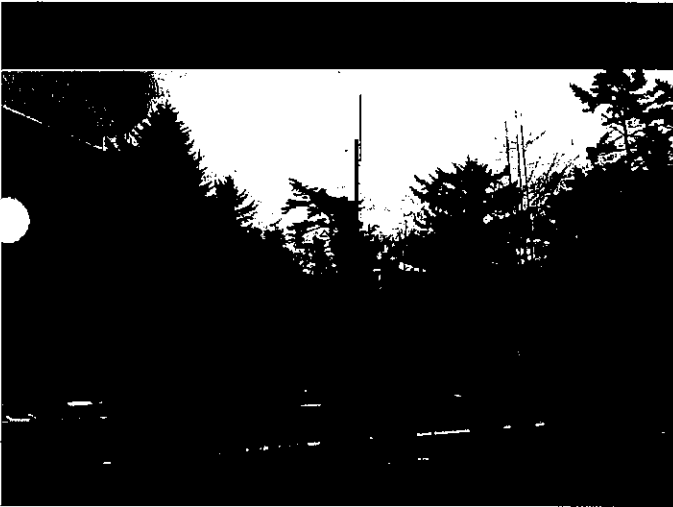
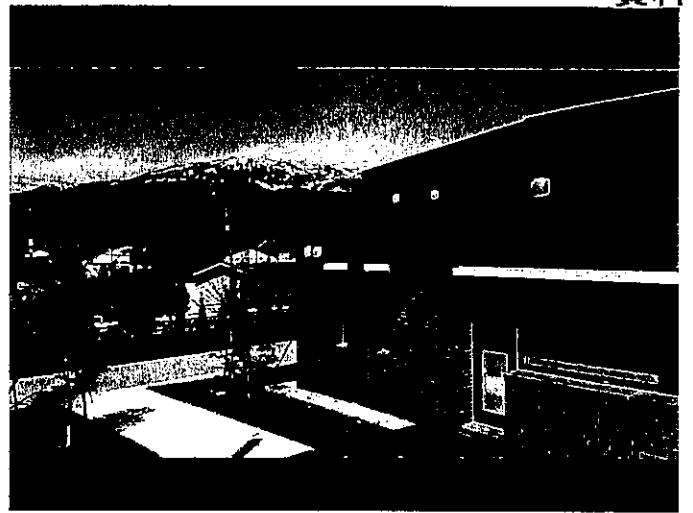
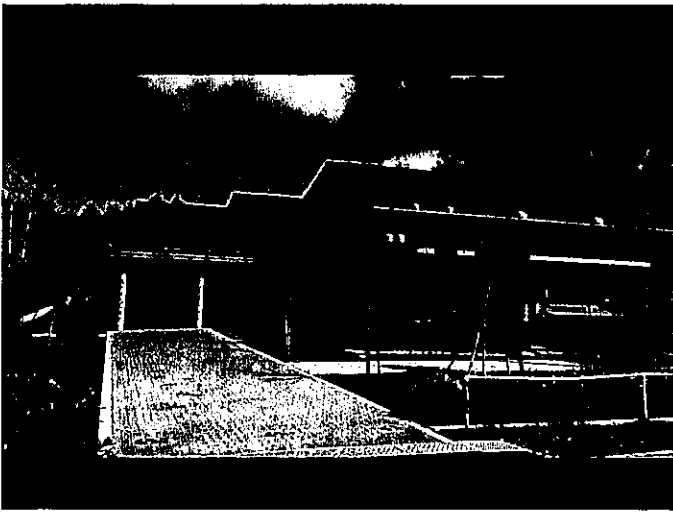
○現時点において保存対象候補となり得る建築物・史跡（以下「対象建築物等」という）について、優先順位をつけて補修等を行う。
 ※優先順位については、各療養所毎ではなく、全体の優先順位とする。

○補修等は現状を維持するために行うものとし、その実施に当たっては、優先順位に基づき実施していく。

○対象建築物等については、当面、現在各療養所で行っている普及啓発活動（施設見学、講演、語り部活動等）に活用するものとする。

さらに、今後の普及啓発活動のあり方について、各療養所の状況を踏まえて、各自自治会において、地元自治体等と連携して個別に検討するものとする。

○対象建築物等の保存のあり方については、当該対象建築物等を活用した普及啓発の実施状況や将来的な管理のあり方も踏まえ、引き続き検討することとし、地元自治体による管理その他の方法もあわせて検討することとする。



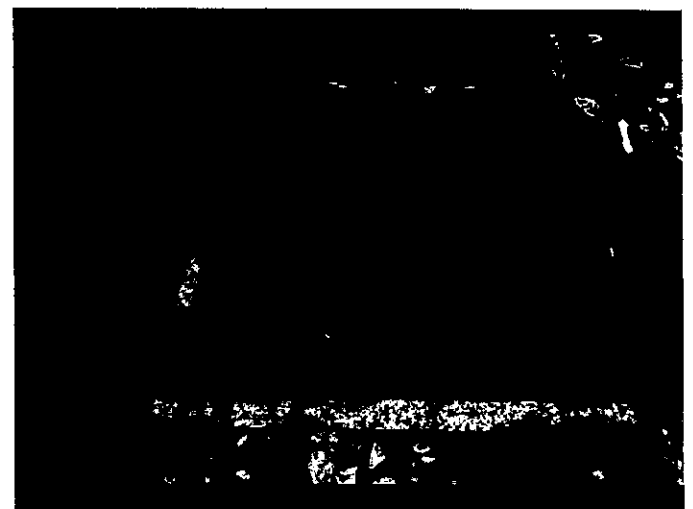
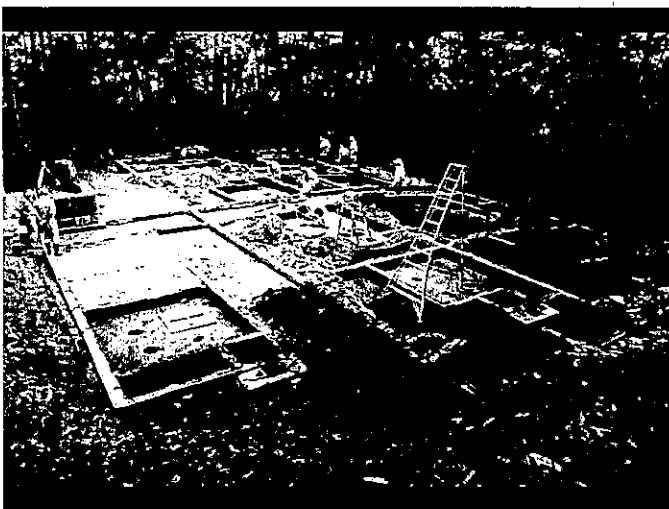
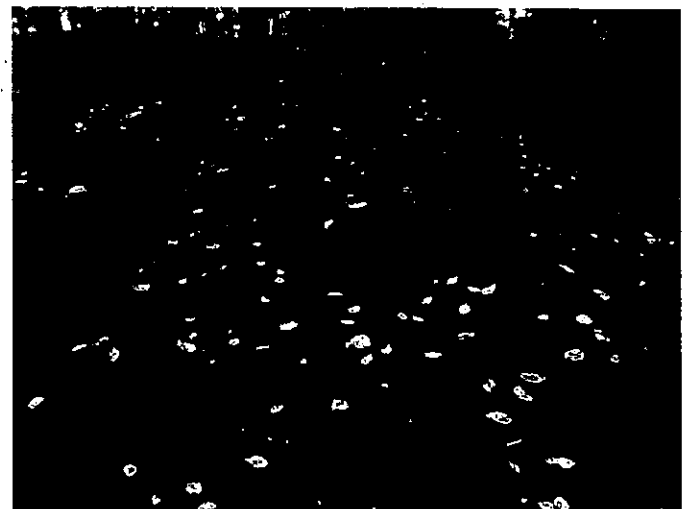
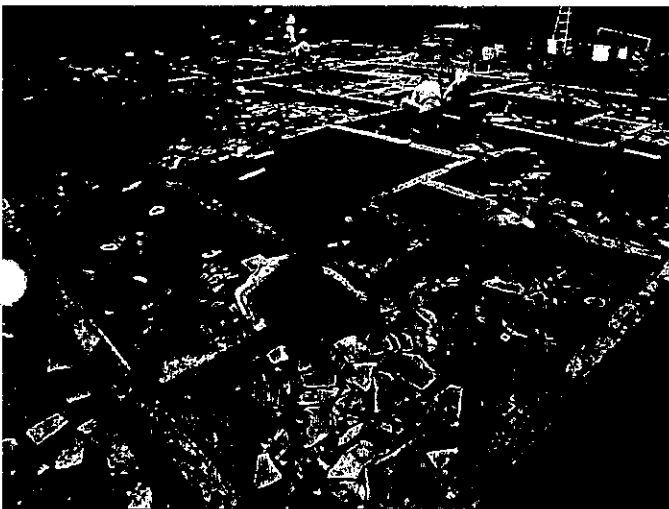


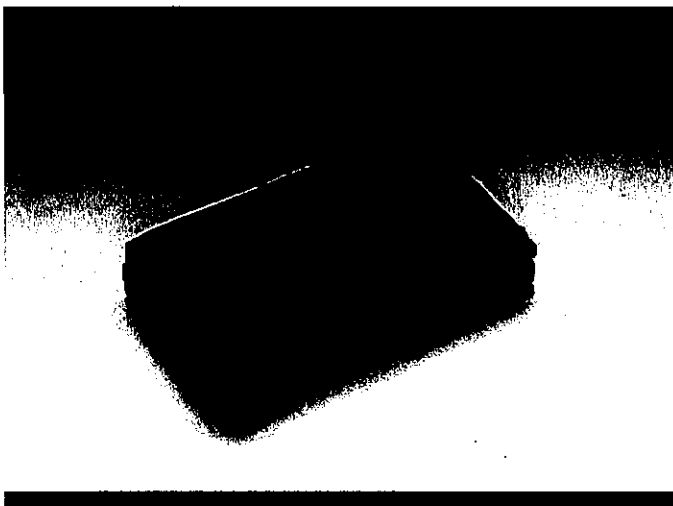
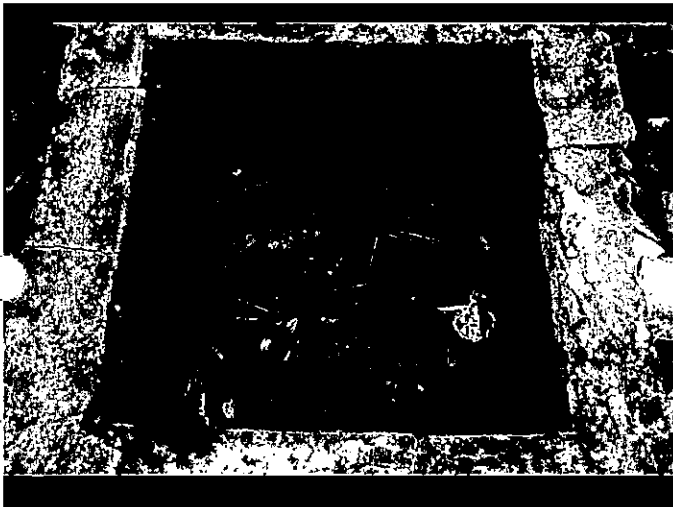
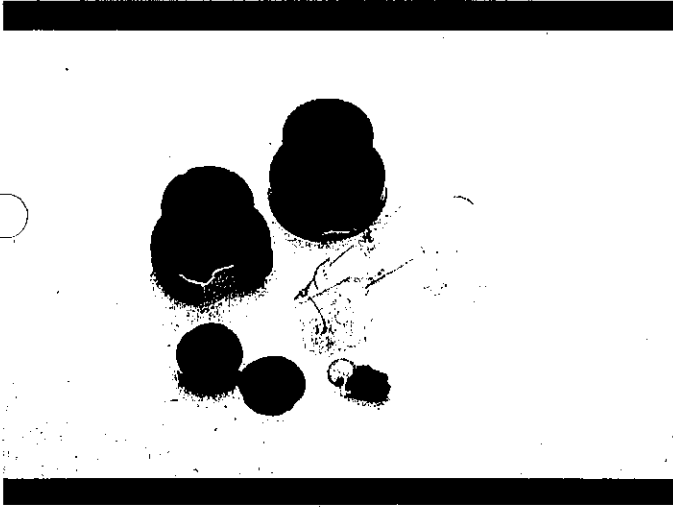
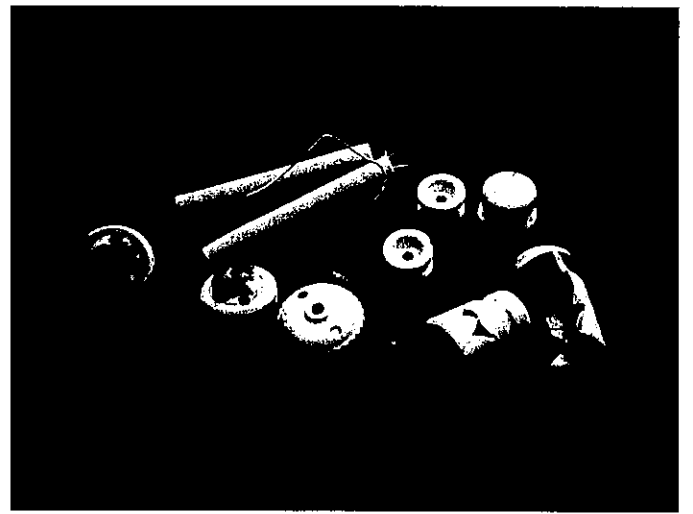
重監房跡地(第1次)発掘調査
2013.8.6-9.19

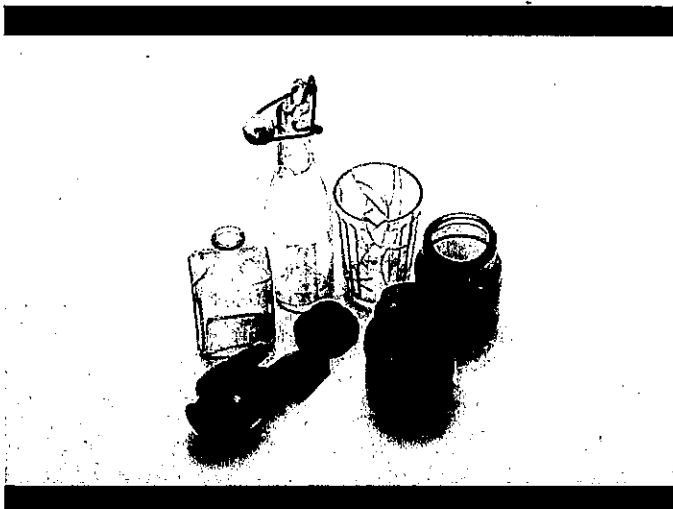
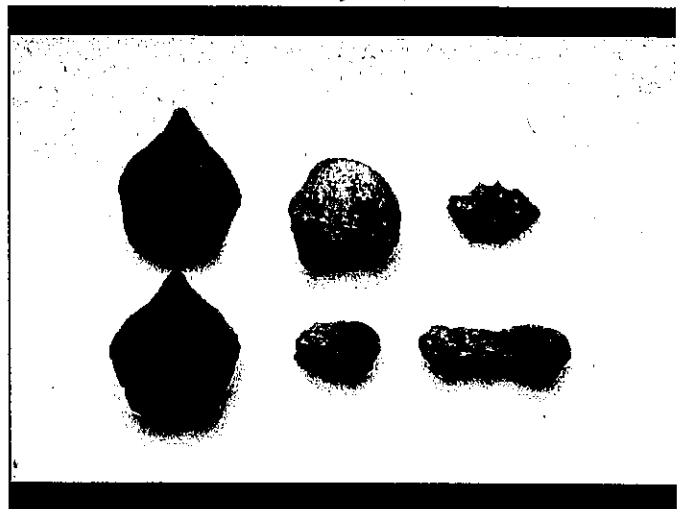
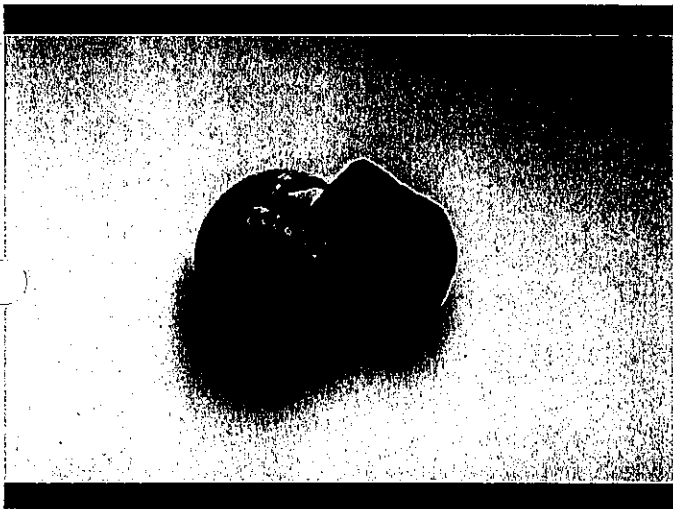
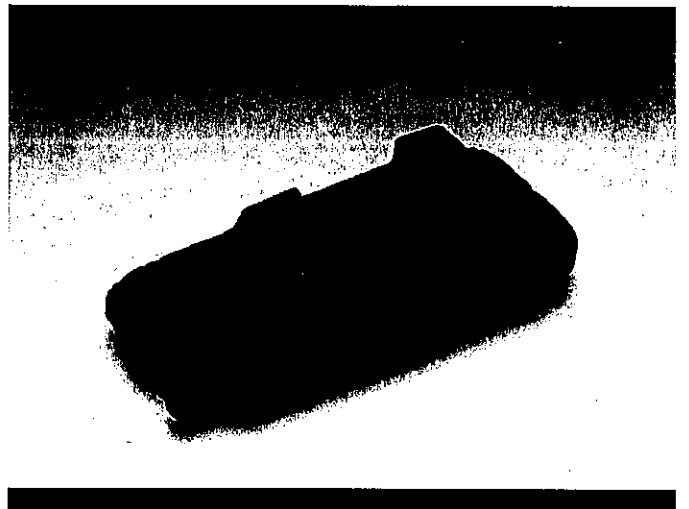
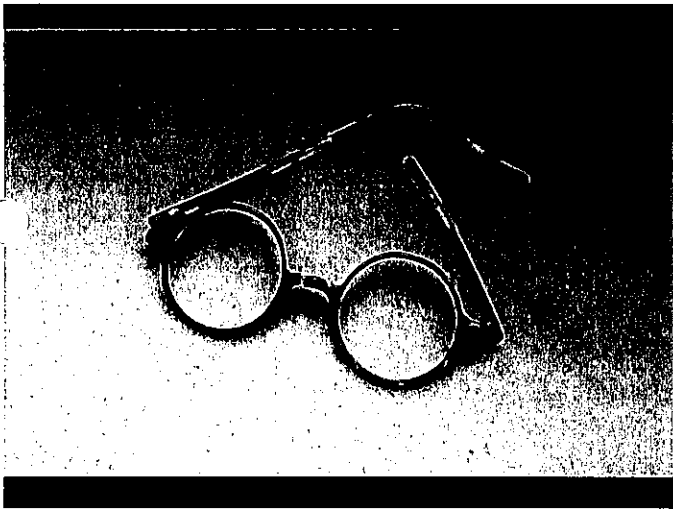
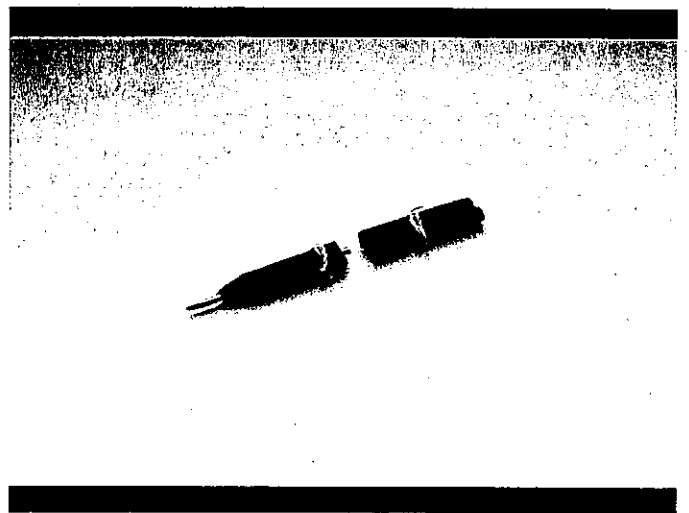
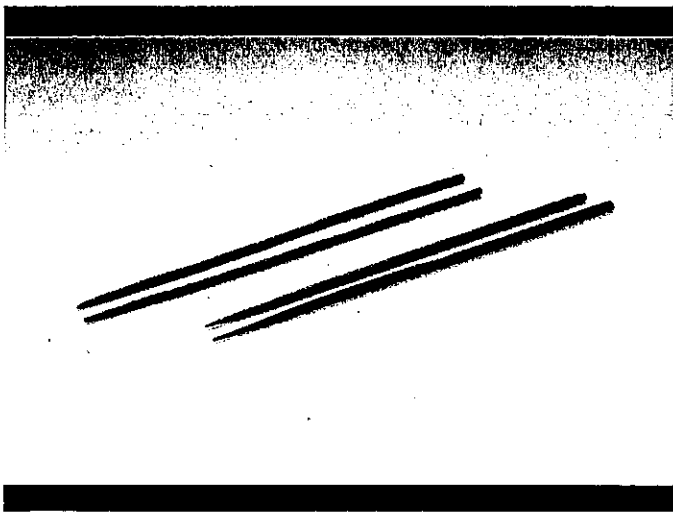


重監房跡地(遺構)発掘の目的

- 重監房再現に必要な建築部材、建築工法に関する情報を得る。
- 監禁施設である動かぬ物証を得る。
- 収監者に関わる遺物(<モノ>資料)を得る。
→ 「便槽」内の調査
- 跡地の保全に資するための情報を得る







見学と予約のご案内

- 個人見学** フルオープン期間（4月26日～11月14日）のみ。受付時間内に予めお電話でご確認のうえ、直接当館受付にお越しください。
- 団体見学** 10名様以上の団体でご利用の場合は、予定日の2週間前までにご予約をお願いします。その際、先着順にお受けしますので、ご希望日程に添えない場合がありますことをご了承ください。
- 団体予約** 団体予約の方法は、当館ホームページをご覧ください。（ホームページ <http://sjpm.hansen-dis.jp/>）
- 学校単位でのご利用** 予め受け入れ態勢についてお打ち合わせが必要となりますので、予定日の1か月前までにお電話でお問い合わせ下さい。

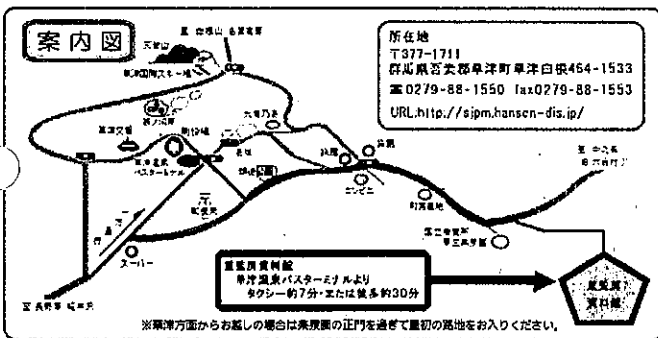
注) 語り部活動、学芸員の解説、ボランティアガイドにつきましては団体のみの受付とさせていただきますので予めご了承ください。

ご利用案内

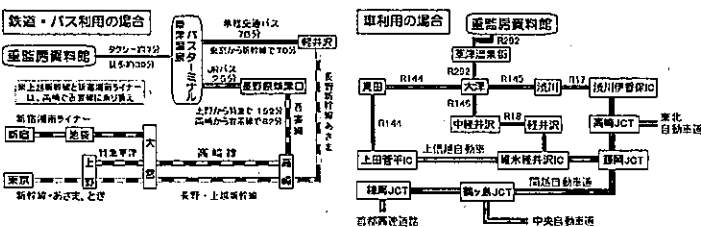
入館無料

区分	フルオープン期間 (4/26～11/14)	団体専用期間 (11/15～4/25)
受付対象	個人及び団体	団体・学校の予約のみ
開館時間	午前9時30分 ～午後4時00分 (最終入館3時30分)	午前10時00分 ～午後3時30分 (最終入館3時00分)
休館日	毎週月・火曜日 (祝日の場合は翌日) 国民の祝日の翌日 館内整理日	毎週土・日曜日 (祝日の場合は翌日) 国民の祝日の翌日 年末年始、館内整理日

案内図



交通アクセス



重監房資料館



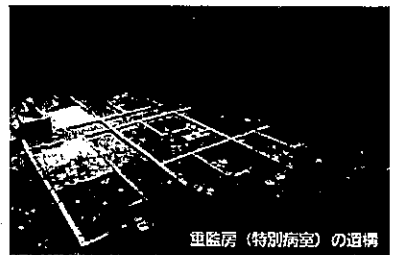
重監房とは

「重監房」とは群馬県草津町にある国立療養所栗生楽泉園の敷地内にかつてあった、ハンセン病患者を対象とした懲罰用の建物で、正式名称を「特別病室」といいました。

しかし、「病室」とは名ばかりで、実際には患者への治療は行われず、「患者を重罰に処すための監房」として使用されていました。

重監房資料館の目的

重監房（特別病室）の収監に関しては、その運用や手続きなど未だに不明な点が多くあります。重監房資料館は、こうした重監房とハンセン病問題に関する資料の収集・保存と調査・研究の成果を発表することにより、人の命の大切さを学び、広くハンセン病問題への理解を促すことで、ハンセン病をめぐる差別と偏見の解消を目指す活動を行っています。



理念

当館は、重監房（特別病室）を負の遺産として後世に伝え、ハンセン病をめぐる差別と偏見の解消を目指す普及啓発の拠点として、人権尊重の精神を育みます。

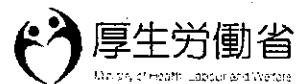
377-1711

群馬県吾妻郡草津町草津白根 464-1533

☎ 0279-88-1550 fax0279-88-1553

ホームページ <http://sjpm.hansen-dis.jp/>

入館無料

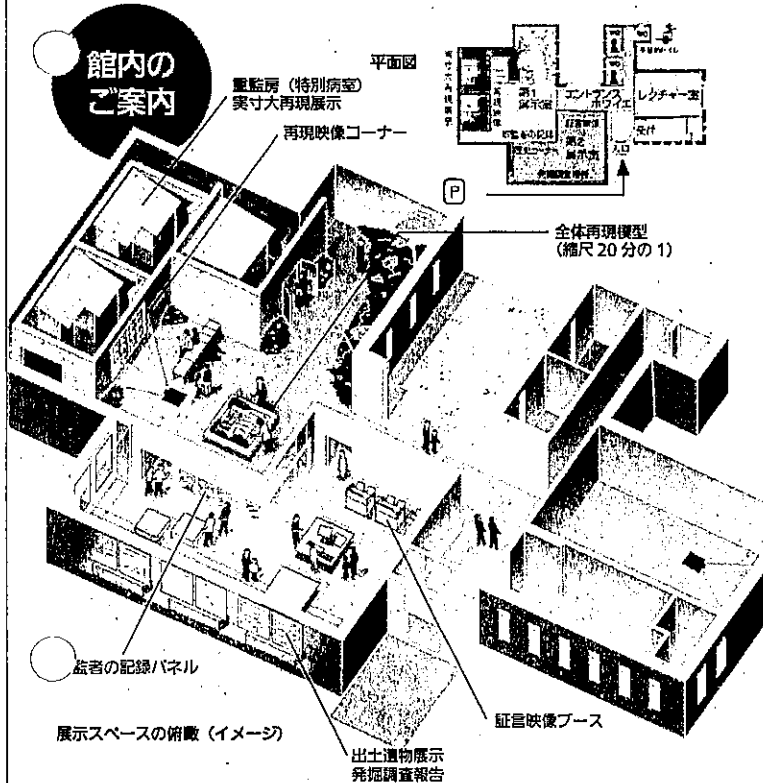


当館は、厚生労働省が設置した国立の資料館です。どなたでも利用できます。

重監房のあらまし

ハンセン病隔離政策の中で、多くの患者が入所を強制されたこともあり、患者の逃亡や反抗もひんぱんにおきました。このため、各ハンセン病療養所には、戦前に監禁所が作られ、「監房」と呼ばれていましたが、この特別病室は、それよりも重い罰を与えたという意味で通称「重監房」と言われています。

重監房は昭和13年(1938年)に建てられ、昭和22年(1947年)まで使われていました。この、およそ9年間に、特に反抗的とされた延べ93名のハンセン病患者が入室と称して収監され、そのうち23名が亡くなったと言われています。60年以上を経た現在、この建物は基礎部分を残すのみとなっています。監房への収監は、各療養所長の判断で行われていました。これは、ハンセン病療養所の所長に所内の秩序維持を目的とする「懲戒検束権」という患者を処罰する権限が与えられていたからです。正式な裁判によるものではなく、収監された患者の人権は完全に無視されていました。



ハンセン病について

ハンセン病は「らい菌」に感染することで起こる病気です。かつては「らい病」と呼ばれていましたが、1873年(明治6年)に「らい菌」を発見したノルウェーの医師ハンセンの名にちなんで、現在は「ハンセン病」と呼ばれています。感染しても発病するとは限らず、現在、ハンセン病にかかる日本人は年間ゼロから数名程度です。万が一発症しても、急激に症状が進むことはありません。初期症状は皮疹と知覚麻痺です。治療薬がない時代には変形を起こすことや、治っても重い後遺症を残すことがありました。そのため、主に外見が大きな理由となって社会から嫌われてきました。現在では有効な治療薬が開発されて、病気そのものは早期発見と適切な治療で確実に治るようになりました。

また、日本において感染源になる人は殆どいません。もちろん遺伝はしません。

出土遺物

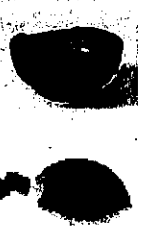
平成25年に重監房(特別病室)の残された基礎部分の発掘調査が行われ、複数の貴重な遺物が出土しました。

【出土遺物(南京錠、お椀、眼鏡)】

出土したいくつもの南京錠は、過酷な監禁施設であったことを今に伝えています。



証言どおり木製の欠けたお椀も出土しました。このお椀に僅かな白湯などを与えられたといわれています。



かつての収容者が愛用していたと思われる眼鏡は、視力の弱い人にとって自分の眼のように大切な物であるにもかかわらず、退室時に本人に戻されることなく、永い間人知れず土中に捨て置かれていました。

「病気を忌む。」という言葉があります。これは、病気そのものを嫌うことで「病気を患った人を嫌う。」ことではありません。しかしハンセン病を患った人々は、世間からまるで「その人が病気そのもの」であるかのように忌み嫌われてしまいました。人と病気を混同する誤った認識があったのです。

「人が人を大切に思う心」があれば、この眼鏡は土に埋もれることなく、持ち主の元へ戻ったに違いありません。人を人と思わない悲劇が再び繰り返されないように、残された負の遺産を後世に伝え、人の命の大切さと人権尊重の精神を語り継ぐことが大事なのではないのでしょうか。

展示室



発掘調査出土遺物コーナー(イメージ)

歴史コーナー(イメージ)

展示室には、重監房(特別病室)の一部を実寸大で再現したスペースがあり、再現映像や20分の1の縮尺模型をご覧いただけます。

また、貴重な証言や記録をパネルにして展示しているほか、映像を見ながらハンセン病をめぐる問題を考える場所やレクチャー室などがあります。

歴史的建造物の保存等検討会開催要項

1. 趣 旨

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第18条等を踏まえ、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発等に資するため、歴史的建造物の保存等に関する基本的な考え方などの検討等を行う「歴史的建造物の保存等検討会」を開催する。

2. 検討会の構成員

- (1) 検討会は、入所者代表、原告団代表、施設長代表、自治会代表、弁護士連絡会、学識経験者等から構成するものとし、健康局長が委嘱する。
- (2) 座長は、健康局長が指名する。
- (3) 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- (4) 構成員の任期は、2年とする。
- (5) 座長は、検討に必要があると認めるときは、構成員以外の自治会長その他必要な者を参考人として出席を求めることができる。

3. 検討内容

- (1) 歴史的建造物の保存等に関する基本的な考え方について
- (2) 歴史的建造物等の諸調査の実施について
- (3) 歴史的建造物等の保存、活用等に必要な基本的な計画について
- (4) その他

4. ワーキンググループの設置

- (1) 健康局長は、歴史的建造物の保存等に関する具体的な検討を行わせるため、必要に応じワーキンググループを置くことができる。
- (2) ワーキンググループは、検討会構成員、自治会代表、療養所代表、その他関係者から構成するものとし、健康局長が委嘱する。
- (3) ワーキンググループの構成員の任期は、2年とする。

5. その他

- (1) 本検討会の庶務は、健康局疾病対策課において行う。
- (2) 本検討会は公開とする。ただし、座長は、公開することにより公平かつ中立な検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。
- (3) この要項に定めるもののほか、検討会の開催に必要な事項は、座長が厚生労働省健康局長と協議のうえ、これを定める。

(平成25年4月1日現在)

「歴史的建造物の保存等検討会」構成員名簿

- 鮎 京 真知子 弁護士(ハンセン病違憲国賠訴訟全国弁護団連絡会)
- 金 平 輝 子 元ハンセン病問題に関する検証会議座長
- 金 城 雅 春 沖縄愛楽園入所者自治会長
- 黒 尾 和 久 国立ハンセン病資料館学芸課長
- 神 美知宏 全国ハンセン病療養所入所者協議会長
- 筈 雄 二 ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会長
- 島 田 馨
- 藤 岡 洋 保 東京工業大学大学院教授
- 細 田 進 人権擁護委員
- 増 田 利 之 埼玉県加須市立北川辺西小学校長
- 山 内 和 雄 国立療養所沖縄愛楽園長

○ 座長
五十音順